

十和田八幡平国立公園
(十和田八甲田地域)

指 定 書
及び
公園計画書

平成 30 年 8 月 8 日
環 境 省

十和田八幡平国立公園
(十和田八甲田地域)

指定書

平成 30 年 8 月 8 日

環 境 省

目 次

1	指定理由	1
2	地域の概要	2
	（1）景観の特性	2
	ア 地形、地質	2
	イ 植生・野生生物	3
	ウ 自然現象	4
	エ 文化景観	5
	（2）利用の現況	5
	（3）社会経済的背景	5
	ア 土地所有別	5
	イ 人口及び産業	5
	ウ 権利制限関係	6
3	公園区域	8

1 指定理由

(1) 景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）

十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、八甲田から十和田湖にかけての「十和田八甲田地域」とその南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。両地域ともに火山活動の活発な地域で、オオシラビソの原生林に覆われた火山地形や湿原など多様な自然景観及び温泉の湯治場などの人文景観が特徴的である。

「十和田八甲田地域」は、湖と火山に代表される景観を有している。標高約400mの山上に深く青い水をたたえる十和田湖は十和田火山の二重カルデラ内に形成された特徴的なカルデラ湖で、中央部の中湖火口には水深327mの最深部がある。湖を取り巻く周囲の外輪山には火山の活動によって堆積した地層や溶岩ドームなどの顕著な火山地形を観察することができる。十和田湖から流れ出す奥入瀬川は、苔むす岩を洗い、両岸からの滝と合流しながら、深い自然林の中を流れており、優れた溪流美をもつ奥入瀬溪流として名高い。十和田湖の北側には、火山活動によって形成された八甲田があり、大岳（標高1,552m）を中心とする北八甲田火山群と櫛ヶ峰（1,517m）を中心とする南八甲田火山群から成り立っている。

「八幡平地域」は、今も活発な活火山に代表される火山景観を有している。最高峰の岩手山（標高2,038m）をはじめ、八幡平、秋田駒ヶ岳、焼山（秋田焼山）など標高1,200m～1,600m級の火山から形成された火山景観が見られる。これらの火山は、成層火山、溶岩ドーム、爆裂火口、カルデラ、溶岩流、火口湖等、火山活動により形成された多種多様な地形が存在し、現在でも噴気、噴湯、泥火山、地熱地帯等の火山現象が活発である。

本国立公園の風景形式は、火山連峰、カルデラ湖、原生的な自然林及び峡谷である。これらは、火山活動に関わる景観要素（成層火山、火山性高原、カルデラ、溶岩流、火山現象、温泉等）、水に関わる景観要素（カルデラ湖等の湖沼、峡谷、高層湿原、池塘等）、その他の景観要素（原生的な自然林、高山植物群落、湯治場等の人文景観等）を有する。

本国立公園は、二重カルデラ内に形成された特徴的なカルデラ湖である美しく静謐な十和田湖、八甲田及び八幡平をはじめとする火山連峰及びそれらと一体となった雄大な自然林、優れた溪流美を持つ奥入瀬溪流の傑出性が高いことから、我が国を代表する自然の風景地である。

(2) 規模（区域面積が原則として3万ha以上）

本国立公園の区域面積は85,534ha（十和田八甲田地域45,060ha、八幡平地域40,474ha）である。

(3) 自然性（原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha以上）

本国立公園の原生的な景観核心地域は、八甲田、八幡平、岩手山及び秋田駒ヶ岳に代表される主要な火山の火口及び山稜部並びに二重カルデラ湖である十和田湖周辺であり、その区域面積は31,012ha（十和田八甲田地域22,812ha、八幡平地域8,200ha）を超える。

(4) 利用（多人数による利用が可能）

本国立公園の利用は、山岳地域の登山、湿原や湖周辺の自然探勝、ドライブ、湖における遊

覧船及び温泉入浴など体験型や周遊型の利用が公園指定当時から続く利用形態である。また、新幹線等によるアクセスも比較的良好で、利便性に富んでいる。

本国立公園は、十和田八甲田地域を昭和 11 年 2 月 1 日に指定し、昭和 31 年 7 月 10 日に八幡平地域を追加指定している。

以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305171 号 環境省自然環境局長通知）の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たしている。

また、本国立公園は「みちのくの脊梁～原生林が彩る静謐の湖水、息づく火山と奥山の湯治場」をテーマとし、火山活動によって形作られた豊かな自然と湯治等の文化を感じられる国立公園として、風致景観の保全と適切な利用を推進するものである。

2 地域の概要

（１）景観の特性

ア 地形、地質

十和田八甲田地域は、第三紀の末から第四紀の初めにかけて活発な変動をくり返していた那須火山帯の活動で、十和田火山、八甲田火山ができ、その後十和田火山の陥没、隆起のくり返しから十和田湖が形づくられ、八甲田火山の活動のくり返しが続いた結果、複雑な地形を有する八甲田連峰が形成されたものである。

十和田湖は、約 3,000 万年前に活動した火山の噴出物からなる地層を基盤とし、この基盤の上に約 1,000 万年前の礫層が湖の東側、子ノ口付近にみることができる。さらに湖の北北東約 20 キロメートルの地点から噴出したとみられる溶結凝灰岩が重なり、奥入瀬溪流に沿った断崖の地層を形づくっている。

その後、約 10 万年前に今の湖の中心あたりに安山岩質の火山が噴出、この時の爆発により火山体が崩壊・陥没し、今の十和田湖の原形ができた。つまり火山性の凹地、カルデラである。

さらに、湖の南東部に新しい火山ができ、それが爆発、崩壊、陥没し中ノ湖ができた。御倉半島と中山火島はそのとき残った山脚部である。

さらにその後御倉半島の突端に御倉山が噴出し、現在の十和田湖となった。

十和田湖の湖面は標高 400 メートル、深さ 334 メートル、湖面積 59 平方キロメートルのほぼ正方形に近い形をしている。

湖岸線の延長は約 44 キロメートル、湖水の色は美しい青藍色で水の色を示すフォーレルの第 3 号にあたり、透明度は季節により変化があるが、10～20.5 メートルである。

八甲田連峰は、八甲田大岳（1,584.5 メートル）を主峰とする北八甲田、櫛ヶ峯（1,516.6 メートル）を主峰とする南八甲田から成り、十和田湖の生成時期とほぼ同じ第三紀の末から第四紀の初めにかけて活動した八甲田火山によって形成されたもので、岩石は主として輝石安山岩から成り、一部に石英粗面岩が見られる。

これらの山岳は主としてコニーデ型（成層火山）の大岳、田茂菰岳、硫黄岳、高田大岳、

駒ヶ峯、櫛ヶ峯などと、トロイデ型（鐘状火山）の前岳、赤倉岳（南八甲田）、雛岳、乗鞍岳などに分けられる。

奥入瀬溪流は、火山活動の陥没によってできた十和田湖に水が溜まり、その量が次第に増加して凹地の壁を破って流れ出し川となったもので、子ノ口から焼山までの間約 14 キロメートル、高低差約 200 メートル、勾配 70 分の 1 の浸蝕された U 字型溪谷で、兩岸の壁は溶結凝岩から成っている。奥入瀬溪流に入る黄瀬川溪谷には輝石安山岩、変朽安山岩、火山岩、火山砂の累層が露出し、火山形成の構造を物語っている。

城ヶ倉溪谷は櫛ヶ峯に源を発する荒川の上流にあり、石英粗面岩の見事な柱状節理が見られる。

池沼としては、火口に水の溜まった大岳の鏡沼をはじめ、赤倉沼、横沼、地獄沼、黄瀬沼など、堰き止められてできたものとして鳶沼、月沼、赤沼（瑠璃沼）などのいわゆる鳶七沼があり、赤沼は水の色を示すフォーレル 1 号で、その藍色は我が国随一である。

温泉は、八甲田地区に城ヶ倉、酸ヶ湯、谷地、猿倉、鳶などがある。

イ 植生・野生生物

十和田八甲田地域の植物相を大別すると、カエデ、ブナなどによって構成される標高約 900 メートルまでの落葉広葉樹林、ダケカンバ、アオモリトドマツによって構成される標高約 900 メートルから 1,400 メートルくらいまでの針広混交樹林帯と標高約 1,400 メートルから上の高山植物帯に分けられる。

八甲田大岳、井戸岳、赤倉岳などの高山植物帯、北八甲田中腹に生育するアオモリトドマツ、鳶温泉付近のブナの原生林はその代表的なものである。

このほか、南八甲田の稜線部に大谷地、黄瀬沼などの高層湿原が発達し、ホロムイソウ、ヤチスゲなどの湿原植物が生育する。

その生育状況、垂直分布状況から次のように分けられる。

（ア）沢通り帯

湿った土地に生育し、標高 200 メートルくらいから沢沿いにかなり高いところまで生育する植物で、奥入瀬溪流、鳶川、黄瀬川、十和田湖の周辺など

※高木 — シロヤナギ、サワグルミ、ケヤマハンノキ、ミズナラ、カツラ、ハウチワカエデ、ベニイタヤ、トチノキなど

※低木 — エゾアジサイ、タニウツギなど

※草本 — リョウメンシダ、オシダ、ヤグルマソウ、アキタブキ、エンレイソウなど

（イ）ブナ帯

標高約 300 メートルから約 900 メートルのブナによって代表される地域で、鳶温泉、猿倉温泉、十和田湖の外輪山周辺など

※高木 — ブナ、ミズナラ、ホオノキ、アオダモなど

※低木 — エゾユズリハ、オオバクロモジ、ノリウツギ、ハイイヌガヤなど

※草本 — シノブカグマ、ヤマソテツ、シラネアオイ、ツルリンドウ、ユキザサなど

（ウ）亜高山帯

標高約 900 メートルから約 1,300 メートルまでの針葉高木が生育する地帯で、さらにこ

れにダケカンバ、ブナなどが交じる針広混交樹林帯、アオモリトドマツによって代表される針葉樹林帯、池塘が含まれるスゲ類の多い湿地帯に分けられる。

(i) 針葉混交樹林帯

※高木 — アオモリトドマツ、ブナ、ダケカンバなど

※低木 — タムシバ、ツルシキミ、アカミノイヌツゲなど

※草本 — シラネアオイ、サンカヨウ、ミヤマカタバミ、ツルリンドウなど

(ii) 針葉樹林帯

※高木 — アオモリトドマツ、コメツガなど

※低木 — ミネヤナギ、ノリウツギ、ミネザクラ、ハクサンシャクナゲなど

※草本 — ヤマソテツ、ミヤマメシダ、ミツバオオレン、ミヤマスマレなど

(iii) 湿地帯

※水生植物 — ツルコケモモ、ホロムイソウ、ヤチスゲ、ワタスゲ、ミズバショウなど

※水中植物 — ミズニラ、エゾヒツジグサ、ミツガシワ、ホソバナタマミクリなど

(エ) 高山帯

標高約 1,400 メートルから上の高山植物帯で、八甲田連峰の稜線、山頂部分で低木類と高山植物に分けられる。

※低木類 — ハイマツ、ミヤマハンノキ、ダケカンバ、キャラボクなど

※高山植物 — アオノツガザクラ、イワヒゲ、コケモモ、イワウメ、イワギキョウ、ミヤマオダマキ、ミヤマキンバイ、ムシトリスマレ、ウサギギク、ハクサンチドリ、シナノキンバイなど

この地域は、動物分布上重要な境界線であるブラキストン線（津軽海峡を東西に走る）に近く南方系と北方系の動物が入り交じり、動物の種類も多く興味のある地域となっている。

※哺乳類 — ツキノワグマ、カモシカ、アナグマ、タヌキ、リスなど

※鳥類 — (高山) ホシガラス、イワツバメ、ハリオアマツバメなど

(水辺) キセキレイ、カワガラス、オシドリ、カワウなど

(低木帯) アオジ、ウグイス、ミソサザイ、メボソなど

(高木帯) カケス、イカル、ベニヒワ、コジュウガラなど

(崖地) ハヤブサ、クマタカ、オオタカなど

※魚類 — (十和田湖) ヒメマス、コイ、フナなど

(河川) イワナ、ヤマメなど

※その他 — 爬虫類、両生類、甲殻類とも種類が多い。

ウ 自然現象

十和田八甲田地域は、標高 1,200m～1,500m 級の山座 19 座の八甲田連峰と、大型の二重カルデラ湖の十和田湖及び十和田湖より流下する奥入瀬溪流が景観の中核をなしている。酸ヶ湯、地獄沼、ふかし湯は、強酸性で、噴気、噴湯などの火山現象が活発である。

エ 文化景観

活発な火山活動を背景に、城ヶ倉、酸ヶ湯、谷地、猿倉、蔦などの温泉があり、保健、休養を兼ねた観光利用が盛んで、酸ヶ湯などは古くから湯治場として多くの利用者に親しまれてきた歴史があり、長期滞在型の利用の場として、独特の温泉風景を醸し出しており貴重な文化景観となっている。

また、十和田湖畔は、室町時代以前から修験者の修行場として知られ、江戸時代には南部藩の霊場として発展し、北東北の水神信仰に支えられてきた伝説と歴史のある十和田神社がある。また、十和田湖伝説として名前が語り継がれている南祖の坊は、熊野から十和田湖畔に来て、77 日の荒行を積んでいた。南祖の坊は大蛇である八郎太郎に見入られて困っている美女に助けを求められたが、修行中である心は動かず、その後、彼女は田沢湖の主となった田鶴子であると言われている。荒行を終えた南祖の坊は大蛇と対峙し、大蛇が逃げる際の血がついた所が赤くなったのが十和田湖の五色岩、南祖の坊が御袈裟衣を掛けた場所が占い場で、今もその景観は保たれている。また、大蛇が湖を作る際に十箇所から流れる水を止めたことから、十和田湖とも言われている。

(2) 利用の状況

十和田八甲田地域は、大型の二重カルデラの雄大な十和田湖、溪流美の奥入瀬溪流、樹氷と高山植物に飾られる八甲田連峰など、豊かな自然を存分に味わうことができる。また、登山道、自然探勝路が多く、登山口には駐車場、トイレ、園地等の施設が整備されており、登山、ハイキング、自然観察、風景探勝等を目的とした利用者が多い。城ヶ倉、酸ヶ湯、谷地、猿倉、蔦などでは温泉利用も盛んで、平成 27 年は、十和田八幡平国立公園には約 200 万人の利用者が訪れている。

また、十和田八甲田地域と八幡平地域を一体とした周遊利用や、国立公園外の周辺の主要な観光地（弘前、八戸）と併せた北東北を周遊する利用も少なくない。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

本地域は、国有地 40,627ha、公有地 663ha、私有地 3,770ha の計 45,060ha であり、公園全体に占める割合は国有地が大きい。

イ 人口及び産業

本地域に関係する各市町村の人口及び世帯数は、次の通りである。（平成 27 年国勢調査から引用）。国立公園とかかわりの深い産業としては温泉を利用した宿泊業や観光業が挙げられる。

県名	市町村名	世帯数（戸）	人口（人）
青森県	青森市	118,279	287,622
	黒石市	11,771	34,293
	十和田市	25,509	63,454

県名	市町村名	世帯数（戸）	人口（人）
	平川市	10,130	32,130
秋田県	鹿角市	11,509	32,057
	小坂町	2,168	5,342

ウ 権利制限関係

（ア）保安林

（国有林）

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	青森県青森市地内	6,729.75	昭36.6.28
	青森県黒石市地内	253.96	昭34.1.24 他
	青森県十和田市地内	16,469.04	昭36.1.31 昭46.3.12
	秋田県鹿角市地内	372.85	昭35.2.23
	秋田県鹿角郡小坂町地内	3,248.35	大6.7.17
土砂流出防備	青森県黒石市地内	813.68	大11.5.31 他
	青森県平川市地内	3,131.93	大11.5.31 他
	秋田県鹿角市地内	41.20	平9.6.13
土砂崩壊防備	青森県平川市地内	37.49	昭46.3.29
保健	青森県青森市地内	6,065.27	昭57.1.9
	青森県黒石市地内	513.63	大11.5.31 他
	青森県十和田市地内	6,850.19	昭56.9.17 昭58.12.12
	青森県平川市地内	1,266.95	大11.5.31 他
	秋田県鹿角市地内	92.39	平6.10.6
	秋田県鹿角郡小坂町地内	2621.62	昭54.10.17
風致	青森県十和田市地内	102.66	明30年以前

（イ）鳥獣保護区

（国指定）

種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年月日
十和田鳥獣保護区	青森県青森市、十和田市、平川市、秋田県鹿角郡小坂町地内	37,674 (うち特保 19,366)	大9.8.7（狩猟法） 昭28.10.10

（ウ）史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
国指定特別名勝	十和田湖および奥入瀬溪流	青森県十和田市、秋田県鹿角郡小坂町地内	昭 27. 3. 29
国指定天然記念物	十和田湖および奥入瀬溪流	青森県十和田市、秋田県鹿角郡小坂町地内	昭 27. 3. 29

※一覧は地域が明確に定められている史跡名勝天然記念物を記載している。この他に、「区域を定めない」特別天然記念物のカモシカ及び天然記念物のイヌワシ等が地域内で確認されている。

(エ) 鉾区禁止地域

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
鉾区禁止地域	青森県十和田市地内	8, 324. 5	昭 39. 5. 29

3 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表 1 : 公園区域表)

県 名	区 域	面 積 (ha)	
青森県	青森市内 国有林 青森森林管理署 201 林班から 203 林班まで、215 林班から 220 林班まで、225 林班、231 林班、244 林班、246 林班、252 林班、259 林班及び 260 林班の全部並びに 204 林班、214 林班、221 林班、222 林班、226 林班、228 林班から 230 林班まで 232 林班、236 林班、242 林班、245 林班、248 林班から 250 林班まで、253 林班、254 林班、261 林班及び 262 林班の各一部 青森市 大字荒川、大字駒込及び大字横内の各一部	11,046	
	黒石市内 国有林 津軽森林管理署 1,024 林班及び 1,025 林班の全部並びに 1,012 林班から 1,014 林班まで、1,020 林班から 1,023 林班まで及び 1,041 林班から 1,044 林班までの各一部	1,075	
	平川市内 国有林 津軽森林管理署 1,063 林班、1,069 林班、1,070 林班、1,083 林班及び 1,084 林班の全部並びに 1,062 林班、1,065 林班から 1,068 林班まで、1,072 林班、1,075 林班から 1,082 林班まで、1,088 林班、1,089 林班、1,091 林班、1,093 林班、1,095 林班及び 1,096 林班の各一部 平川市内 大字切明の一部	3,585	
	十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 51 林班から 102 林班まで、105 林班、108 林班から 111 林班まで、113 林班から 117 林班まで、119 林班及び 120 林班の全部並びに 32 林班、33 林班、46 林班、50 林班、112 林班、118 林班、126 林班から 128 林班まで及び 130 林班の各一部 十和田市 大字奥瀬及び大字法量の各一部、蔦沼及び十和田湖の全部	22,652	
		小 計	38,358

県 名	区 域	面 積 (ha)	
秋田県	鹿角市内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 42 林班、43 林班及び 47 林班から 50 林班までの各一部 鹿角市 十和田大湯の一部	808	
	鹿角郡小坂町内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 81 林班から 87 林班までの全部並びに 19 林班、22 林班及び 26 林班から 28 林班までの各一部 鹿角郡小坂町 十和田湖の一部 鹿角郡小坂町内 十和田湖の全部	5,894	
		小 計	6,702
	合 計	45,060	

(注) 県境確定に伴い青森県十和田市に計上されていた十和田湖の面積を、青森県十和田市と秋田県小坂町に分けて計上した。

十和田八幡平国立公園
(十和田八甲田地域)

公園計画書

平成 30 年 8 月 8 日

環 境 省

目 次

1	基本方針.....	1
2	規制計画.....	3
(1)	保護規制計画.....	3
ア	特別地域.....	3
(ア)	特別保護地区.....	5
(イ)	第1種特別地域.....	10
(ウ)	第2種特別地域.....	15
(エ)	第3種特別地域.....	22
イ	関連事項.....	26
(ア)	汚水又は廃水の排出規制区域.....	26
(イ)	採取等規制植物.....	27
(ウ)	乗入れ規制区域.....	31
(エ)	普通地域.....	33
ウ	面積内訳.....	35
3	事業計画.....	37
(1)	施設計画.....	37
ア	保護施設計画.....	37
イ	利用施設計画.....	38
(ア)	集団施設地区.....	38
(イ)	単独施設.....	41
(ウ)	道路.....	45
a	車道.....	45
b	歩道.....	46
(エ)	運輸施設.....	48
4	参考事項.....	49
(1)	過去の経緯.....	49

1 基本方針

十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田連峰から構成される「十和田八甲田地域」と、その南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。昭和11年2月1日に十和田湖、八甲田連峰の原生的な自然環境、奥入瀬の溪流美を中核とした十和田八甲田地域が、わが国を代表する傑出した自然の風景地として十和田国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に多様な火山景観を中核とする八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称された。

本公園は、カルデラ湖、火山連峰、原生的な自然林及び峡谷を風景形式とし、火山活動に関わる景観要素（成層火山、火山性高原、カルデラ、溶岩流、火山現象、温泉等）、水に関わる景観要素（カルデラ湖等の湖沼、峡谷、高層湿原、池塘等）、その他の景観要素（原生的な自然林、高山植物群落、湯治場等の文化景観等）から構成される。本公園のテーマは「みちのくの脊梁～原生林が彩る静謐の湖水、息づく火山と奥山の湯治場」である。

以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。

（1）規制計画

ア 保護規制計画

現行の保護規制計画を基本とし、良好な風致を維持する区域等を特別地域とする。その他、以下の方針により保護規制計画を定めることとする。

（ア）特別保護地区

- ・特に自然性が高く傑出した景観を有する山岳地と当該地に包含される湖沼、湿原、火山現象地帯等を特別保護地区とし厳正な保護を図る。

（イ）第1種特別地域

- ・特別保護地区に準ずる景観を有し、特異な火山現象・植生・地形地質に優れた景観を形成している地域等で、現在の景観を極力保護することが必要な地域を第1種特別地域とする。

（ウ）第2種特別地域

- ・主要な利用拠点の周囲、良好な状態で自然植生が維持されている地域、特異な地形地質の露出地、溪流沿い、展望地点や主要道路（車道及び歩道）からの眺望対象として重要な地域等を第2種特別地域とする。

（エ）第3種特別地域

- ・上記の地域以外で一体となって風景を形成している地域、人工林や二次林及び牧野を主体とした地域等を第3種特別地域とする。

（2）施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

- ・快適な公園利用の拠点となる現存する地域のうち、適正な利用を推進するために特に重要な地域について区域を定め、整備方針に基づき施設を総合的に整備する集団施設地区を定めることで、特定の地域に施設が偏在しないようにする。

(イ) 単独施設

- ・利用実態から見て必要である施設または現存し、公園利用に用いられている施設について、事業執行の可能性や整備による風致景観への支障がないことを確認のうえ、適切な施設の計画を定める。

(ウ) 道路（車道）

- ・十和田八甲田地域の利用特性に見合った利用者の流れを確保するための手段として公園利用地点への連絡、公園の主要利用地点相互間の連絡、車窓または車道沿線の特定地点からの景観鑑賞のいずれかの機能を有する車道で現存し、利用されているものを定めるものとする。なお、奥入瀬溪流の保護とシーズン中の混雑緩和のためにバイパス路線を新設する。

(エ) 道路（歩道）

- ・整備による風致景観への支障のないことを確認のうえ、現存する歩道を中心として多彩な登山道を活かしつつ、手軽に原生的な自然や活火山現象を楽しむための歩道を計画するとともに、十和田信仰を体感する歩道を計画する。

(オ) 運輸施設

- ・利用拠点間の連絡、十和田湖の湖上探勝及び北八甲田連峰への到達等の機能を有する自動車運送施設、係留施設、船舶運送施設及び索道運送施設について、現存し、利用されている、あるいはその見込みのある運輸施設を定める。

2. 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

県名	区 域	面 積 (ha)
青森県	青森市内 国有林 青森森林管理署 215林班から220林班まで、225林班、231林班、244林班、 252林班及び259林班及び260林班の全部並びに214林班、 221林班、222林班、226林班、228林班から230林班まで、 232林班、236林班、242林班、245林班、248林班から250林 班まで、253林班、254林班、261林班及び262林班の各一部 青森市 大字荒川、大字駒込及び大字横内の各一部	8, 204 (国 6, 839 公 449 私 916)
	黒石市内 国有林 津軽森林管理署 1024林班及び1025林班の全部並びに1012林班から1014林班 まで、1020林班から1023林班まで及び1041林班から1044林 班までの各一部	1, 075 (国 1, 075 公 0 私 0)
	平川市内 国有林 津軽森林管理署 1063林班、1069林班、1070林班、1083林班及び1084林班の 全部並びに1062林班、1065林班から1068林班まで、1072林 班、1075林班から1082林班まで、1088林班、1089林班、 1091林班、1093林班、1095林班及び1096林班の各一部	3, 191 (国 3, 191 公 0 私 0)
	十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 51林班から102林班まで、105林班、108林班から111林班ま で、113林班から117林班まで、119林班及び120林班の全部 並びに32林班、33林班、46林班、50林班、112林班、118林 班、126林班から128林班まで及び130林班の各一部 十和田市 大字奥瀬及び大字法量の各一部 十和田市内 蔦沼及び十和田湖の全部	22, 174 (国 20, 616 公 184 私 1, 374)

県名	区 域	面 積 (ha)
	青森県小計	34,644 国 31,721 公 633 私 2,290
秋田県	鹿角市内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 42林班、43林班及び47林班から50林班までの各一部 鹿角市 十和田大湯の一部	441 国 424 公 7 私 10
	鹿角郡小坂町内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 81林班から87林班までの全部並びに19林班、22林班及び26 林班から28林班までの各一部 鹿角郡小坂町 十和田湖の一部 鹿角郡小坂町内 十和田湖の全部	5,894 国 5,745 公 10 私 139
	秋田県小計	6,335 国 6,169 公 17 私 149
	合 計	40,979 国 37,890 公 650 私 2,439

(注) 県境確定に伴い青森県十和田市に計上されていた十和田湖の面積を、青森県十和田市と秋田県小坂町に分けて計上した。

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表2：特別保護地区総括表)

県名	区 域	面 積 (ha)
青森県	青森市内 国有林 青森森林管理署 252林班及び259林班の全部並びに215林班から220林班まで、225林班、231林班、236林班、244林班及び250林班の各一部 青森市 大字荒川及び大字駒込の各一部	3,181 (国 2,964 公 217 私 0)
	黒石市内 国有林 津軽森林管理署 1024林班及び1025林班の全部	514 (国 514 公 0 私 0)
	平川市内 国有林 津軽森林管理署 1069林班及び1070林班の全部並びに1063林班、1066林班及び1068林班の各一部	1,121 (国 1,121 公 0 私 0)
	十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 51林班、54林班、68林班及び71林班の全部並びに32林班、33林班、46林班、52林班、53林班、55林班から57林班まで、64林班、66林班、69林班、70林班、72林班、76林班、79林班、82林班、85林班、89林班、90林班から92林班まで、95林班、96林班、105林班、108林班、110林班、111林班、116林班、117林班、120林班、127林班、128林班及び130林班の各一部 十和田市 大字奥瀬の一部	5,087 (国 5,087 公 0 私 0)
	青森県小計	9,903 (国 9,686 公 217 私 0)

県名	区 域	面積 (ha)
秋田県	鹿角郡小坂町内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 87林班の一部	388 (国 388 公 0 私 0)
	秋田県小計	388 (国 388 公 0 私 0)
合 計		10, 291 (国 10, 074 公 217 私 0)

(表3：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
八甲田連峰	青森県青森市内 国有林 青森森林管理署 252林班及び259林班の全部並びに215林班から220林班まで、225林班、231林班、236林班、244林班及び250林班の各一部 青森県青森市 大字荒川及び大字駒込の各一部 青森県黒石市内 国有林 津軽森林管理署 1024林班及び1025林班の全部 青森県平川市内 国有林 津軽森林管理署 1069林班及び1070林班の全部並びに1063林班、1066林班及び1068林班の各一部 青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 90林班、91林班、95林班、105林班、108林班、110林班、111林班、116林班、117林班、120林班、127林班、128林班及び130林班の各一部	南・北八甲田連峰の核心部をなす地域で、ブナやアオモリトドマツの原生林、南八甲田の黄瀬范を中心とする高層湿原群、湿原植物及び北八甲田連峰の高山植物群を厳正に保護する地域である。	7,635 国 7,418 公 217 私 0

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
奥入瀬溪流	青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 51林班、54林班及び71林班の全部並びに32林班、33林班、46林班、52林班、53林班、55林班、56林班、57林班、69林班、70林班、72林班、76林班、79林班、82林班、85林班、89林班、92林班及び96林班の各一部 青森県十和田市 大字奥瀬の一部	十和田湖より流れる延長約14kmの浸蝕された渓谷及び両岸の落葉広葉樹を主体とした植生を厳正に保護する地域である。	1,466 $\begin{pmatrix} \text{国} & 1,466 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 0 \end{pmatrix}$
十和田湖 外輪山内壁	青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 68林班の全部 秋田県鹿角郡小坂町内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 87林班の一部	高さ約600mに及ぶカルデラ壁の急峻な地形、ブナを主としミズナラ、イタヤカエデ、トチ、カツラ等からなる優れた落葉広葉樹林を厳正に保護する地域である。	801 $\begin{pmatrix} \text{国} & 801 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 0 \end{pmatrix}$
御倉半島 中山半島	青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 64林班及び66林班の各一部	中湖カルデラ地形と御倉山のドーム及びビタゴウ、アカマツ、ミズナラ、アカシデ等の優れた森林植物群落を厳正に保護する地域である。	389 $\begin{pmatrix} \text{国} & 389 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 0 \end{pmatrix}$

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
		合 計	国 10,074 公 217 私 0 10,291

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

[illegible]

県名	区 域	面 積 (ha)
	十和田湖の全部 鹿角郡小坂町内 十和田湖の全部	
	秋田県小計	5,148 国 5,085 公 12 私 51
合 計		12,521 国 12,330 公 132 私 59

(注) 県境確定に伴い青森県十和田市に計上されていた十和田湖の面積を、青森県十和田市と秋田県小坂町に分けて計上した。

(表5：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域／面 積 (ha)	地区の概要	面積 (ha)
寒水沢	青森県青森市 大字荒川の一部	ブナ、カツラなどの広葉樹林、上部のアオモリトドマツの針葉樹林帯の自然植生が優れている。	122 $\begin{pmatrix} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 120 \\ \text{私} & 2 \end{pmatrix}$
城ヶ倉溪谷	青森県青森市 国有林 津軽森林管理署 260林班の全部及び253林班の一部	石英祖面岩の柱状節理が発達する溪谷と、その周辺の自然植生が優れている。	320 $\begin{pmatrix} \text{国} & 320 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 0 \end{pmatrix}$
赤沼・蔦沼 周辺	青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 114林班及び115林班の全部並びに102林班、113林班、116林班、117林班、119林班、120林班及び126林班の各一部 青森県十和田市 大字奥瀬の一部 青森県十和田市内 蔦沼の全部	赤倉岳東山腹に広がるブナ、カツラ遠田の原生林、林内に点在する蔦七沼、赤沼などの湖沼群が優れている。	1,617 $\begin{pmatrix} \text{国} & 1,612 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 5 \end{pmatrix}$
谷地温泉 周辺	青森県十和田市 大字法量の一部	谷地温泉周辺の優れた湿原景観と温泉の影響による特異な湿原が点在する。	1 $\begin{pmatrix} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 1 \end{pmatrix}$

名 称	区 域／面 積 (ha)	地区の概要	面積 (ha)
十和田 カルデラ	青森県平川市内 国有林 津軽森林管理署 1095林班及び1096林班の各一部 青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 58林班及び59林班の全部並びに57林班、62林班、 64林班、65林班、66林班、67林班、69林班、73林 班、74林班、75林班及び78林班の各一部 青森県十和田市 十和田湖の全部 秋田県鹿角市内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 42林班、43林班、47林班及び48林班の各一部 秋田県鹿角市 十和田大湯の一部 秋田県鹿角郡小坂町内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 81林班の全部並びに19林班、22林班、26林班から 28林班まで及び82林班から86林班までの各一部 秋田県鹿角郡小坂町 十和田湖の一部 秋田県鹿角郡小坂町内 十和田湖の全部	十和田湖及び十和田湖の集水域である外輪山内側 の大部分で、集団施設地区、集落、部分林、造林地等 及び特別保護地区を除く地域である。 十和田湖は標高約400m、深さ約334m、湖面積約59 km ² 、湖岸線延長約44kmで、湖水の色は青藍色でフォー レル3号の美しい色をしている。外輪山内壁の扇状地 についてはすでに集落化した部分があるが、大部分は 良好な植生を保っている。	10,461 国 10,398 公 12 私 51

名 称	区 域／面 積 (ha)	地区の概要	面積 (ha)
	合 計		12, 521 (国 12, 330 公 132 私 59)

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

県名	区 域	面 積 (ha)
青森県	青森市内 国有林 青森森林管理署 214林班から222林班まで、225林班、226林班、228林班から232林班まで、236林班、242林班、245林班、248林班から250林班まで、253林班、254林班、261林班及び262林班の各一部 青森市 大字荒川、大字駒込及び大字横内の各一部	2,317 (国 1,467 公 112 私 738)
	黒石市内 国有林 津軽森林管理署 1012林班から1014林班まで、1020林班から1023林班まで及び1041林班から1044林班までの各一部	561 (国 561 公 0 私 0)
	平川市内 国有林 津軽森林管理署 1083林班及び1084林班の全部並びに1062林班、1063林班、1065林班から1067林班、1072林班、1075林班から1082林班まで、1088林班、1089林班、1095林班及び1096林班の各一部	2,000 (国 2,000 公 0 私 0)
	十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 61林班及び63林班の全部並びに50林班、55林班、56林班、60林班、62林班、65林班から67林班まで、69林班、70林班、77林班、81林班、86林班から88林班まで、90林班、91林班、94林班、95林班、108林班から113林班まで、118林班、119林班、127林班、128林班及び130林班の各一部 十和田市 大字奥瀬及び大字法量の各一部	3,815 (国 3,449 公 35 私 331)
	青森県小計	8,693 (国 7,477 公 147 私 1,069)

県名	区 域	面 積 (ha)
秋田県	鹿角市内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 42林班及び47林班の各一部 鹿角市 十和田大湯の一部	90 (国 89 公 0 私 1)
	鹿角郡小坂町内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 19林班、22林班、26林班から28林班まで、82林班から87林班ま での各一部 鹿角郡小坂町 十和田湖の一部	595 (国 503 公 4 私 88)
	秋田県小計	685 (国 592 公 4 私 89)
	合 計	9,378 (国 8,069 公 151 私 1,158)

(表 7 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域／面 積 (ha)	地区の概要	面積 (ha)
萱野酸ヶ湯 間道路沿線	青森県青森市内 国有林 青森森林管理署 231林班、232林班、236林班、242林班、245林班、 248林班から250林班まで及び254林班の各一部 青森県青森市 大字荒川及び大字横内の各一部	青森市内からの本公園への主要な入口道路の沿 線である。	352 $\left(\begin{array}{c} \text{国} \\ \text{公} \\ \text{私} \end{array} \right)$ $\left(\begin{array}{c} 271 \\ 0 \\ 81 \end{array} \right)$
酸ヶ湯集団 施設地区及 びその周辺	青森県青森市内 国有林 青森森林管理署 253林班の一部 青森県青森市 大字荒川の一部	八甲田連峰の登山、春山スキーの基地として、 また古くから東北、北海道地方の農民の湯治場と して知られている。 また、地獄沼、賽の河原、三十三観音などの散策 コースも整備されている。	122 $\left(\begin{array}{c} \text{国} \\ \text{公} \\ \text{私} \end{array} \right)$ $\left(\begin{array}{c} 122 \\ 0 \\ 0 \end{array} \right)$
田代線 道路沿線	青森県青森市内 国有林 青森森林管理署 219林班から222林班まで、225林班、226林班、228 林班から230林班までの各一部 青森県青森市 大字駒込及び大字横内の各一部	ブナの二次林である。	155 $\left(\begin{array}{c} \text{国} \\ \text{公} \\ \text{私} \end{array} \right)$ $\left(\begin{array}{c} 145 \\ 10 \\ 0 \end{array} \right)$
田代平	青森県青森市 大字駒込の一部	古くからの放牧地であり、高原の八甲田寄りに は地下伏流水の湧出が至るところに見られ、年中 変わらぬ水量を保っている。	759 $\left(\begin{array}{c} \text{国} \\ \text{公} \\ \text{私} \end{array} \right)$ $\left(\begin{array}{c} 0 \\ 102 \\ 657 \end{array} \right)$
雛岳山腹	青森県青森市内 国有林 青森森林管理署 215林班から218林班までの各一部	高山植物帯やアオモリトドマツの森林に覆われ た地域である。	660

名 称	区 域／面 積 (ha)	地区の概要	面積 (ha)
			$\begin{pmatrix} \text{国} & 660 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 0 \end{pmatrix}$
南八甲田 連峰西山腹	青森県青森市内 国有林 青森森林管理署 261林班及び262林班の各一部 青森県黒石市内 国有林 津軽森林管理署 1012林班から1014林班まで、1020林班から1023林 班まで、1041林班から1044林班までの各一部 青森県平川市内 国有林 津軽森林管理署 1062林班、1063林班及び1067林班の各一部	周囲をアオモリトドマツに囲まれた静かな高層 湿原である。 夏山登山及び春山スキーの対象地である。	$\begin{pmatrix} \text{国} & 749 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 0 \end{pmatrix}$ 749
黄瀬川・ 寒川上流域	青森県平川市内 国有林 津軽森林管理署 1083林班及び1084林班までの全部並びに1065林 班、1072林班、1075林班から1078林班まで、1081 林班及び1082林班の各一部 青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 77林班、81林班、86林班から88林班まで、90林班 、91林班、94林班、95林班、108林班から111林班 までの各一部	ブナの巨木に覆われた地区である。	$\begin{pmatrix} \text{国} & 2,882 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 0 \end{pmatrix}$ 2,882

名 称	区 域／面 積 (ha)	地区の概要	面積 (ha)
温川・滝の沢峠 車道沿線	青森県平川市内 国有林 津軽森林管理署 1079林班、1080林班、1088林班及び1089林班の各一部	車道沿線の風致保護を図る。	219 国 219 公 0 私 0
谷地代平 車道沿線	青森県青森市内 国有林 青森森林管理署 214林班の一部 青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 127林班、128林班及び130林班の各一部	車道沿線の風致保護を図る。	174 国 174 公 0 私 0
葛川流域	青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 112林班、113林班、118林班及び119林班の各一部 青森県十和田市 大字奥瀬及び大字法量の各一部	ブナの純林に覆われた地区である。	563 国 322 公 10 私 231
奥入瀬川支 流域（白布 の滝、寒沢 上流域）	青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 55林班、56林班及び70林班の各一部	奥入瀬溪流の集水域保護のための地区である。	495 国 495 公 0 私 0
宇樽部川 上流域	青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 61林班及び63林班の全部並びに50林班、60林班及び62林班の各一部	ブナの優占する樹林地である。	877 国 877 公 0 私 0

名 称	区 域／面 積 (ha)	地区の概要	面積 (ha)
湖畔各集落 (子ノ口、 宇樽部、休 屋、休平、 生出等の湖 畔各集落)	青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 65林班から67林班まで及び69林班の各一部 青森県十和田市 大字奥瀬の一部 秋田県鹿角郡小坂町内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 82林班から87林班までの各一部 秋田県鹿角郡小坂町 十和田湖の一部	休屋、休平、生出、鉛山、大川岱、銀山、滝、沢 等の湖畔集落及びムジシ、岩岳山腹の造林地、民 有林が点在している。	314 国 公 私 97 29 188
白地山山腹	青森県平川市内 国有林 津軽森林管理署 1095林班及び1096林班の各一部 秋田県鹿角市内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 42林班の一部 秋田県鹿角郡小坂町内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 19林班、22林班、26林班から28林班までの各一部	十和田湖外輪岩岳の外縁部のブナ林及び湿原で ある。	590 国 公 私 590 0 0
中滝発荷峠 間道路沿線	秋田県鹿角市内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 47林班の一部 秋田県鹿角市 十和田大湯の一部	造林地である。	51 国 公 私 50 0 1

名 称	区 域／面 積 (ha)	地区の概要	面積 (ha)
	合 計		国 公 私 8,069 151 1,158 9,378

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

県名	区 域	面 積 (ha)
青森県	青森市内 国有林 青森森林管理署 214林班から220林班まで、225林班、230林班から232林班まで 236林班、244林班、245林班、248林班、249林班、261林班及び 262林班の各一部 青森市 大字荒川及び大字横内の各一部	2,264 国 2,088 公 0 私 176
	平川市内 国有林 津軽森林管理署 1089林班、1091林班、1093林班及び1096林班の各一部	45 国 45 公 0 私 0
	十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 80林班、83林班、84林班、93林班及び97林班から101林班までの全部並びに32林班、52林班、53林班、60林班、62林班、65林班、66林班、72林班から79林班まで、81林班、82林班、85林班から89林班まで、92林班、94林班、96林班、102林班、105林班、109林班、112林班及び113林班までの各一部 十和田市 大字奥瀬の一部	6,366 国 5,180 公 149 私 1,037
	青森県小計	8,675 国 7,313 公 149 私 1,213
秋田県	鹿角市内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 49林班及び50林班の各一部 鹿角市 十和田大湯の一部	114 国 104 公 1 私 9
	秋田県小計	114 国 104 公 1 私 9
合 計		8,789 国 7,417 公 150 私 1,222

(表9：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域／面 積 (ha)	地区の概要	面積 (ha)
火箱沢流域	青森県青森市内 国有林 青森森林管理署 230林班及び232林班の各一部 青森県青森市 大字横内の一部	林業施業地である。	120 $\left(\begin{array}{c} \text{国} \\ \text{公} \\ \text{私} \end{array} \right)$ 90 0 30
八甲田山 北麓一帯	青森県青森市内 国有林 青森森林管理署 214林班から220林班まで、225林班、231林班、236林班、244林班、245林班、248林班及び249林班の各一部 青森県青森市 大字荒川の一部	林業施業地及び牧野である。	2,041 $\left(\begin{array}{c} \text{国} \\ \text{公} \\ \text{私} \end{array} \right)$ 1,895 0 146
城ヶ倉溪谷 流域	青森県青森市内 国有林 青森森林管理署 261林班及び262林班の各一部	林業施業地である。	103 $\left(\begin{array}{c} \text{国} \\ \text{公} \\ \text{私} \end{array} \right)$ 103 0 0
外輪山 (岩岳) 外縁部	青森県平川市 国有林 津軽森林管理署 1089林班、1091林班、1093林班及び1096林班の各一部	林業施業地である。	45 $\left(\begin{array}{c} \text{国} \\ \text{公} \\ \text{私} \end{array} \right)$ 45 0 0
焼山	青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 32林班の一部	開拓地である。	104

名 称	区 域／面 積 (ha)	地区の概要	面積 (ha)
	青森県十和田市 大字奥瀬の一部		国 1 公 0 私 103
黄瀬川流域	青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 80林班、83林班、84林班、93林班及び97林班から 101林班までの全部並びに72林班から79林班ま で、81林班、82林班、85林班から89林班まで、92 林班、94林班、96林班、102林班、105林班、109 林班、112林班及び113林班の各一部 青森県十和田市 大字奥瀬の一部	林業施業地及び牧野である。	国 4,530 公 149 私 934 5,613
養老沢 上流域	青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 52林班及び53林班の各一部	林業施業地である。	国 380 公 0 私 0 380
宇樽部	青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 60林班、62林班及び65林班の各一部	林業施業地である。	国 224 公 0 私 0 224
神田川 上流域	青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 66林班の一部	林業施業地（部分林舎）である。	国 45 公 0 私 0 45

名 称	区 域／面 積 (ha)	地区の概要	面積 (ha)
外輪山 (赤岩山) 外縁部	秋田県鹿角市内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 49林班及び50林班の各一部 秋田県鹿角市 十和田大湯の一部	林業施業地である。	114 国 104 公 1 私 9
合 計			8,789 国 7,417 公 150 私 1,222

イ 関連事項

(ア) 汚水又は廃水の排出規制区域

汚水又は廃水の排出に係る区域を次のとおりとする。

(表 10 : 汚水又は廃水の排出規制区域表)

名 称	位 置	地域地区	湖沼の概要	面積 (ha)
睡蓮沼	青森県十和田市内	特別保護地区	石倉岳山腹標高約980メートルにある原始性の高い沼で、周囲は湿原、ミズバショウ、エゾヒツジゲサ等が生育し、モリアオガエルが生息する。	0.3
黄瀬沼	青森十和田市内	特別保護地区	黄瀬川の上流に位置する湿原に囲まれた原始性の高い沼である。ミツガシワ、エゾヒツジゲサ等が生育する。	4.3

(イ) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を次のとおりとする。

(表 11：採取等規制植物表)

科 名	種名 (ミズゴケ科の植物にあっては属名)
ミズゴケ科	ミズゴケ
ヒカゲノカズラ科	ミヤマヒカゲノカズラ, ヒメスギラン, ヤチスギラン, マンネンスギ, コスギラン, タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ科	エゾヒメクラマゴケ, イワヒバ
ミズニラ科	ヒメミズニラ
ハナヤスリ科	ヒメハナワラビ (ヘビノシタ), エゾフユノハナワラビ (ヤマハナワラビを含む。)
ノモトソウ科	リシリシノブ
オシダ科	タカネヘビノネゴザ, ウサギシダ, ニッコウシダ
シシガシラ科	ミヤマシシガシラ
ウラボシ科	ホテイシダ
マツ科	ハイマツ
ヒノキ科	ミヤマビャクシン (ミヤマハイビャクシン), ミヤマネズ
イチイ科	キヤラボク
ヤマモモ科	ヤチヤナギ
タデ科	イブキトラノオ (エゾイブキトラノオを含む。), オヤマソバ, ムカゴトラノオ, ウラジロタデ
ナデシコ科	センジュガンピ, エゾフスマ (シラオイハコベ)
キンポウゲ科	オオレイジンソウ, ハクサントリカブト, フクジュゾウ, ヒメイチダ, キクザキイチリンソウ, ミヤマオダマキ, リュウキンカ (エンコウソウを含む。), エゾリュウキンカ, ミヤマハンショウヅル (コミヤマハンショウヅルを含む。), ミツバオウレン, ミツバノバイカオウレン (コジジオウレン), シラネアオイ, オキナグサ, ミヤマキンポウゲ, ミヤマカラマツ, コカラマツ, モミジカラマツ, シナノキンバイ, ベニバナヤマシヤクヤク
メギ科	サンカヨウ, キバナイカリソウ, トガクシシヨウマ (トガクシソウ)

スイレん科	ネムロコウホネ、エゾヒツジグサ (ヒツジグサを含む。)
ウマノスズクサ科	ミチノクサイシン、オクエゾサイシン、ウスバサイシン (サイシン)
オトギリソウ科	イワオトギリ (ハイオトギリ), オシマオトギリ
モウセンゴケ科	モウセンゴケ
ケシ科	エゾエンゴサク, エゾキケマン, コマクサ
アブラナ科	ミヤマハタザオ, イワハタザオ (イワテハタザオを含む。), ミヤガラシ (ヤマガラシ)
ベンケイソウ科	ホソバノキリンソウ, ホソバイワベンケイ (アオノイワベンケイ), チチツバベンケイ
ユキノシタ科	アラシグサ, ヒメウメバチソウ, ウメバチソウ (コウメバチソウを含む。), ダイモンジソウ (ウチワダイモンジソウを含む。), エゾクロクモソウ (クロクモソウを含む。), フキユキノシタ
バラ科	ノウゴウイチゴ, ミヤマダイコンソウ, チンゲルマ, イワキンバイ, ミヤマキンバイ, クロバナロウゲ, ミネザクラ (チシマザクラを含む。), オオタカネバラ, コガネイチゴ, ベニバナイチゴ, シロバナトウチソウ, タカネトウチソウ (ケトウチソウを含む。), マルバシモツケ
マメ科	イワオオギ
フウロソウ科	チシマフウロ, ハクサンフウロ
スミレ科	キバナノコマノツメ, ウスバスミレ, オオバキスミレ, タカネスミレ (クモマスミレ), ミヤマスミレ, ミヤマツボスミレ
アカバナ科	ヤナギラン, アシボソアカバナ, ヒメアカバナ, ミヤマアカバナ, ムツアカバナ
スギナモ科	スギナモ
ミズキ科	ゴゼンタチバナ
セリ科	イワテトウキ (ナンブトウキ), ハクサンサイコ, ハクサンボウフウ
イワウメ科	イワウメ, ヒメイワカガミ, イワカガミ (コイワカガミ, オオイワカガミを含む。), イワウチワ (オオイワウチワ, トクワカソウを含む。)
イチヤクソウ科	ウメガサソウ, シヤクジョウソウ, ギンリョウソウ, コバノイチヤクソウ, カラフトイチヤクソウ (エゾイチヤクソウ), ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ), マルバノイチヤクソウ, ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ科	ヒメシヤクナゲ, コメバツガザクラ, イワヒゲ, アカモノ, シラタマノキ, イソツツジ (エゾイソツツジ), ミネ

	ズオウ、ウラジロヨウラク (ツリガネツツジを含む。), ツルコケモモ, イワナシ, アオノツガザクラ, エゾノツガザクラ, ナガバツガザクラ, ムラサキヤシオ, ハクサンシヤクナゲ (シロバナシヤクナゲ, ネモトシヤクナゲを含む。), エゾツツジ, レンゲツツジ, コメツツジ, ミヤマホツツジ, サラサドウドン, イワツツジ, コケモモガンコウラン
ガンコウラン科	ヤナギトラノオ, ユキワリコザクラ, ヒナザクラ, ツマトリソウ, コツマトリソウ
サクラソウ科	ミヤマリンドウ, タテヤマリンドウ, エゾリンドウ, エゾオヤマリンドウ, ハナイカリ, ホソバツルリンドウ,
リンドウ科	ミヤマアケボノソウ, イワイチヨウ, ミツガシワ
アカネ科	エゾノヨツバムグラ, オオバノヨツバムグラ
シソ科	タテヤマクツボゲサ
ゴマノハグサ科	オオバミゾホオヅギ, ミヤマシオガマ, ヨツバシオガマ, イワテシオガマ, トモエシオガマ, エゾシオガマ, イワブクロ (タルマエソウ), ヤマルリトラノオ, クガイソウ
タヌキモ科	ムシトリスミレ, コタヌキモ, ヤチコタヌキモ, ムラサキミミカキグサ
オオバコ科	ハクサンオオバコ
スイカズラ科	リンネソウ, クロミノウグイスカグラ, ウコンウツギ
オミナエシ科	マルバキンレイカ
キキョウ科	ハクサンシヤジン (タカネツリガネニンジン), チシマギキョウ, イワギキョウ, サワギキョウ チョウジギク, ウサギギク (エゾウサギギクを含む。), サマニヨモギ, アサギリソウ, ガンジュアザミ, ミネアザミ, オニアザミ (ハリオニアザミを含む。), ウゴアザミ, エゾムカシヨモギ, アズマギク, ミヤマコウゾリナ, ミズギク (オゼミズギクを含む。), タカネニガナ, クモマニガナ, ミヤマウスユキソウ (ヒナウスユキソウ), ミネウスユキソウ, トウゲプキ, イワテヒゴタイ, トガヒゴタイ, センダイトウヒレン (ナンブトウヒレン), ヤハズトウヒレン, セイタカトウヒレン (トウヒレン), ミヤマアキノキリンソウ (コガネギク)
ホロムイソウ科	ホロムイソウ, ホソバノシバナ
ユリ科	ネバリノギラン, ツバメオモト, スズラン, カタクリ, ショウジョウバカマ, ニッコウキスゲ (ゼンテイカ), タチギボウシ, コオニユリ, クルマユリ, チシマアマナ, キンコウカ, キヌガサソウ, クルマバツクバネソウ, ヒロハユキザサ, オオバタケシマラン, チシマゼキショウ (リシリゼキショウ), イワシヨウブ, ヒメイワシヨウブ

	，タマガワホトトギス，エンレイソウ，ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ），タカネアオヤギソウ，コバイケイ（ウラゲコバイケイを含む。） ヒオオギアヤメ ミヤマホソコウガイゼキショウ，タカネスズメノヒエ（ミヤマスズメノヒエ） ミヤマヒナホシクサ コミヤマヌカボ，ミヤマヌカボ，チシマガリヤス，ミヤマノガリヤス ミズバショウ，ザゼンソウ ホソバタマミクリ ミヤマクロスゲ，イトキンスゲ，ハタベスゲ，イトナルコスゲ，ヤチスゲ，イワキスゲ（キンチャクスゲ），ホロムイスゲ，ダケスゲ，キンスゲ，ヌマスゲ，イワスゲ，サギスゲ，ワタスゲ，ミヤマイヌノハナヒゲ，ミネハライ，ヒメワタスゲ，タカネクロスゲ コアニチドリ，エビネ，サルメンエビネ，ササバギンラン，アオチドリ，サイハイラン，シュンラン（ホクロ），クマガイソウ，サワラン（アサヒラン），コイチヨウラン，アオスズラン（エゾスズラン），カキラン，オニノヤガラ，アケボノシユスラン，ヒロハツリシユスラン，ヒメミヤマウズラ，ミヤマウズラ，ノビネチドリ，ミヤマモジズリ，セイタカスズムシ，ジガバチソウ，クモキリソウ，スズムシソウ，フタバラン（コフタバラン），アオフタバラン，ミヤマフタバラン，ヤチラン，ホザキイチヨウラン，アリドオシラン，サカネラン，ハクサンチドリ（ウズラババハクサンチドリを含む。），カモメソウ（カモメソウ），オノエラン，コケイラン，タカネトンボ，ジンバイソウ，ヤマサギソウ，ハシナガヤマサギソウ，タカネサギソウ，コバノトンボソウ，キソチドリ，ナガバキソチドリ，ミチノクチドリ（オオキソチドリ），オオヤマサギソウ，ミヤマチドリ（ニッコウチドリ），ホソバノキソチドリ，トキソウ，ヤマトキソウ，ショウキラン
アヤメ科 イグサ科 ホシクサ科 イネ科 サトイモ科 ミクリ科 カヤツリグサ科 ラン科	

(ウ) 乗入れ規制区域

車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域及び期間を次のとおりとする。

(表 12 : 乗入れ規制区域及び期間表)

名称	区域	地種区分	区域の概要	面積 (ha)	期間
八甲田山	青森県青森市内 国有林 青森森林管理署 260林班の全部並びに214林班から220 林班まで、225林班、231林班、236林班 、242林班、244林班、245林班、248林班 から250林班まで、253林班、254林班、 261林班及び262林班の各一部 青森県青森市 大字荒川及び大字駒込の各一部 青森県黒石市内 国有林 津軽森林管理署 1012林班から1014林班まで、1020林班 から1023林班まで及び1041林班から 1044林班までの各一部 青森県平川市内 国有林 津軽森林管理署 1084林班の全部並びに1062林班、1063 林班、1065林班から1068林班まで、1075 林班から1077林班まで及び1081林班か ら1083林班までの各一部	第1種特別地域、 第2種特別地域、 第3種特別地域	当該地域は、①八甲田大岳を主峰 とする北八甲田連峰の山麓②櫛ヶ峯 を主峰とする南八甲田連峰の山麓③ 奥入瀬川の支流である黄瀬川流域の 3地区に大きく分けられる。 ①地区については、高標高地にあ ってはアオモリトドマツ原生林及び 高山植物帯であり、その下部はブナ 等の落葉広葉樹の自然林である。 ②地区については、南八甲田西麓 はアオモリトドマツの原生林とその 中に展開する高層湿原、東及び南麓 はブナ、カツラ等の原生林及び林内 に点在する湖沼群が特徴である。 ③地区については、ブナ、ダケカン バの点在する自然林である。 いずれの地区もニホンカモシカの 生息域となっているほか、高山性、森 林性の野鳥の生息地となっており、 野生動植物の生息域としても重要な	15,244	通年

	青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 73林班から75林班まで、77林班、80林班、83林班、84林班、86林班から88林班まで、93林班、94林班、97林班から102林班まで及び109林班の全部並びに55林班、56林班、67林班、70林班、72林班、76林班、79林班、81林班、82林班、85林班、89林班から92林班まで、95林班、96林班、105林班、108林班、110林班から120林班まで、126林班から128林班まで及び130林班の各一部 青森県十和田市 大字奥瀬及び大字法量の各一部 (以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場、及び宅地の区域を除く。)		地域である。 昨今、春先にスノーモービルの乗り入れが多くなり、植物の損傷、ニホンカモシカ等鳥獣の生息環境の破壊等が生じてきている。 本指定区域は地区内の野生動植物の保全を図るため、スノーモービルの乗り入れにより野生動植物への影響が懸念される地域を選定したものである。		
--	---	--	--	--	--

(エ) 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表 1 3 : 普通地域表)

県名	区 域	面 積 (ha)
青森県	青森市内 国有林 青森森林管理署 201林班から203林班及び246林班の全部並びに 204林班、214林班、221林班、222林班、228林 班、230林班、232林班、236林班、242林班、 245林班、248林班から250林班まで、253林班、 254林班、261林班及び262林班の各一部 青森市 大字荒川及び大字駒込の各一部	2,842 国 1,709 公 0 私 1,133
	平川市内 国有林 津軽森林管理署 1078林班から1082林班までの各一部 平川市 大字切明の一部	394 国 381 公 13 私 0
	十和田市内 国有林 三八上北森林管理署 126林班から128林班まで及び130林班の各一部	478 国 478 公 0 私 0
	青森県小計	3,714 国 2,568 公 13 私 1,133
秋田県	鹿角市内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 42林班及び43林班の各一部 鹿角市 十和田大湯の一部	367 国 169 公 0 私 198
	秋田県小計	367 国 169 公 0 私 198

合 計	4,081 国 2,737 公 13 私 1,331
-----	---

ウ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表 1 4 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位: 面積ha、比率%)

地域区分		特 別 地 域												普 通 地 域			合 計					
地 種 区 分		特別保護地区			第 1 種 特別地域			第 2 種 特別地域			第 3 種 特別地域											
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
青森県	土地所有別面積	9,686	217	0	7,245	120	8	7,477	147	1,069	7,313	149	1,213	2,568	13	1,133	34,289	646	3,423			
	地種区別面積 (比率)	9,903 (22.0%)			7,373 (16.4%)			8,693 (19.3%)			8,675 (19.3%)						3,714 (8.2%)			38,358 (85.1%)		
	地域地区別面積 (比率)							24,741 (54.9%)														
	地域別面積 (比率)							34,644 (76.9%)														
秋田県	土地所有別面積	388	0	0	5,085	12	51	592	4	89	104	1	9	169	0	198	6,338	17	347			
	地種区別面積 (比率)	388 (0.9%)			5,148 (11.4%)			685 (1.5%)			114 (0.3%)						367 (0.8%)			6,702 (14.9%)		
	地域地区別面積 (比率)							5,947 (13.2%)														
	地域別面積 (比率)							6,335 (14.1%)														
合 計	土地所有別面積	10,074	217	0	12,330	132	59	8,069	151	1,158	7,417	150	1,222	2,737	13	1,331	40,627	663	3,770			
	地種区別面積 (比率)	10,291 (22.8%)			12,521 (27.8%)			9,378 (20.8%)			8,789 (19.5%)						4,081 (9.1%)			45,060 (100%)		
	地域地区別面積 (比率)							30,688 (68.1%)														
	地域別面積 (比率)							40,979 (90.9%)														

(注) 十和田湖の面積について

- ・十和田湖の面積は 61.1 km² (6,110ha) であるが、公園計画書では 59.73 km² (5,973ha) で計上されている。
- ・十和田湖の面積確定に伴い、青森県十和田市に計上されていた面積 5,973ha を十和田市と小坂町に分けて計上したもの。(十和田湖の面積割合は、十和田市 6 割・小坂町 4 割)

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表 15 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : 面積ha)

		特 別 地 域				普通地域	合 計
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計	
青森県	青森市	3,181	442	2,317	2,264	8,204	11,046
	黒石市	514	0	561	0	1,075	1,075
	平川市	1,121	25	2,000	45	3,191	3,585
	十和田市	5,087	6,906	3,815	6,366	22,174	22,652
小 計		9,903	7,373	8,693	8,675	34,644	38,358
秋田県	鹿角市	0	237	90	114	441	808
	鹿角郡	388	4,911	595	0	5,894	5,894
	小坂町	388	5,148	685	114	6,335	6,702
小 計		10,291	12,521	9,378	8,789	40,979	45,060
合 計							

(注) 十和田湖の面積について

- ・十和田湖の面積は 61.1 km² (6,110ha) であるが、公園計画書では 59.73 km² (5,973ha) で計上されている。
- ・十和田湖の面積確定に伴い、青森県十和田市に計上されていた面積 5,973ha を十和田市と小坂町に分けて計上したものの。(十和田湖の面積割合は、十和田市 6 割・小坂町 4 割)

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

(表 16 : 保護施設表)

番号	種類	位 置	整備方針
1	植生復元施設	青森県青森市及び十和田市（八甲田山）	八甲田登山線歩道沿線における荒廃の防止及び植生の復元を図る。
2	植生復元施設	青森県青森市（田代湿原）	田代湿原の荒廃の防止及び植生の復元を図る。
3	植生復元施設	青森県平川市及び十和田市（南八甲田山）	南八甲田縦走線等の沿線、黄瀬沼周辺、ヤビツ湿原等における荒廃の防止及び植生の復元を図る。
4	植生復元施設	青森県十和田市（谷地湿原）	谷地湿原の荒廃の防止及び植生の復元を図る。
5	植生復元施設	青森県十和田市（奥入瀬溪流）	奥入瀬溪流における歩道沿いの植生の荒廃の防止及び植生の復元を図る。
6	植生復元施設	秋田県鹿角郡小坂町（白地山）	白地山湿原の荒廃の防止及び植生の復元を図る。

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表117：集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考
1	酸ヶ湯	青森県青森市内 国有林 青森森林管理署 253林班の一部 青森県青森市 大宇荒川の一部	本地区は、北八甲田の西麓に位置し、ブナやアオモリトマツ等の自然林に覆われるとともに、地獄沼をはじめ各所に温泉湧出や噴気等の後火山現象が見られる等優れた自然景観を呈している。また、古くから湯治場として知られており、国民保養温泉地にも指定されている。 利用形態は、温泉、登山、春スキー等の他、青森鹿角線道路（車道）沿いにあるため自動車利用者による休憩も多い。 この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、八甲田地区の最大の利用拠点として、宿舎、野営場等を有機的に配置するよう計画するものとする。 整備にあたっては、これらの良好な自然景観の保全に留意するとともに、湯治場としての雰囲気を持続しつつ、宿舎等を適切に維持管理し、また、公園利用者の自然とのふれあいを充実に配慮する。	酸ヶ湯	当地区においては、湯治場としての雰囲気や地獄沼、ふかし湯等の火山現象や湿原等の自然景観を損なわないように配慮しつつ、休憩利用にも対応できる宿舎、浴場、食堂・売店、駐車場等の既存施設を維持するとともに、北八甲田への登山口として、酸ヶ湯インフォメーションセンターの休憩場所の充実や酸ヶ湯キャンプ場を再整備する。 また、隣接する東北大学高山植物実験所付帯の植物園と連携を図ることで、利用面の充実を図る。 なお、施設の整備に当たっては、酸ヶ湯インフォメーションセンターにおいて提供するサービスの向上を図るための検討を行うとともに、展示等の改修に併せて休憩場所の充実等の整備を行う。また、酸ヶ湯キャンプ場の再整備を行い、オートキャンプサイトの増設及びユニバーサルデザインの導入を検討し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。	38.7	
面 積 計						国	私
						37.9	0.2
						38.7	

番号	名 称	区 域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考
2	休屋	青森県十和田市内 国有林 三八上北森林管 理署 66 林班の一部 青森県十和田市 字奥瀬の一部 秋田県鹿角郡小坂町内 国有林 米代東部森林管 理署 3081 林班の一部 秋田県鹿角郡小坂町 字十和田湖の一部	青森、秋田両県にまたがる十和田湖畔南部の中山半 島の基部に位置する平坦な扇状地で、周囲はブナを主 とする落葉広葉樹の自然林となっている。 旅館、売店等が集中し、博物館施設、駐車場、園 地等が整備され、バス、遊覧船の発着地点にもなっ ている。 今後も、十和田湖畔の利用拠点として、また、十和 田八甲田地域の利用拠点としての取り組みを進める 場所として、宿舍、園地、博物館施設、駐車場、運 輸施設等を中心に計画し、近年盛んとなっているガイ ドツアーなどの体験型観光にも対応できるようにす る。	休屋	当地区においては環境省所管地が多く、南部側に位 置するビジターセンターや遊覧船発着地点を中心地 に引き続き自然とのふれあいの充実を図るととも に、遊覧船発着場所の前面に位置する園地において は、利用者が休憩できるように再整備する。地区内に おいても利用状況を踏まえて、歩道、看板、便所につ いて再整備する。 また、北部は御前ヶ浜、十和田神社等の興味地点の 入口にあたるため既存の駐車場を維持するととも に、駐車場の周辺には多目的な利用に対応できるよ う、芝生広場等の整備を検討する。 なお、神社参道沿いの杉並木は可能な限り保存し、 周囲を含めて自然景観の維持に努める。 施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザイン の導入を検討し、周囲の風致景観との調和に配慮す るとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。	42.4	
				面 積 計		国 公 私 29.9 0.0 12.5 42.4	

番号	名 称	区 域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考
3	生出	秋田県鹿角郡小坂町内 国有林 米代東部森林管 埋器 3082 林班の一部 秋田県鹿角郡小坂町 字十和田湖の一部	本地区は、十和田湖の南西岸に位置する湖岸に沿った細長い平坦地で、ブナ、トチノキ等の自然林で覆われ、南八甲田等の展望に優れている。 また、青森鹿角線道路（車道）により青森市、小坂町等と結ばれている。 この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、十和田湖畔の自然探勝、保養の基地として計画するものとする。	生出	十和田湖への導入部として、また湖畔探勝のための基地として、既存の野営場を維持するとともに、園地の整備を検討する。 施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの導入を検討し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。	18.7	
				面 積 計	国	18.7	国
					公	0.0	公
					18.7		私

(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表18：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	青森県青森市(萱野)	休憩・ピクニックの利用に供する。	昭55.3.14
3	駐車場	青森県青森市(萱野)	萱野高原探勝のための施設とする。	昭55.3.14
4	園地	青森県青森市(深沢)	休憩、展望等のための園地を整備する。	昭55.3.14
8	園地	青森県青森市(田代平)	田代平探勝及び八甲田登山の基地として整備する。	昭55.3.14
9	野営場	青森県青森市(田代平)	田代平探勝及び八甲田登山の基地として整備する。	昭55.3.14
10	園地	青森県青森市(田茂薮岳)	山頂付近の自然探勝のための園地を整備する。	昭55.3.14
11	園地	青森県青森市(寒水沢)	休憩、展望等のための園地を整備する。	昭55.3.14
12	宿舎	青森県青森市(寒水沢)	登山、スキー、温泉保養等のための宿舎を整備する。	昭55.3.14
13	スキー場	青森県青森市(寒水沢)	ロープウェイ下部にリフトコースの整備を行う。	昭55.3.14
14	避難小屋	青森県青森市(大岳鞍部)	常時使用できるように保守管理を行う。	昭55.3.14
15	避難小屋	青森県青森市(毛無岱)	積雪期利用を十分配慮して整備を行う。	昭55.3.14
16	宿舎	青森県青森市(城ヶ倉)	付帯施設として運動広場を整備する。	昭55.3.14
17	園地	青森県平川市及び 秋田県鹿角郡小坂町(滝の沢峠)	ピクニック、休憩展望園地として整備する。	昭55.3.14
18	避難小屋	青森県十和田市(仙人岱)	老朽化した施設の改良にとどめる。	昭55.3.14
19	園地	青森県十和田市(睡蓮沼)	路傍駐車場を付帯させる。	昭55.3.14

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
20	園地	青森県十和田市 (猿倉温泉)	既存施設の改良を行う。	昭55.3.14
21	宿舎	青森県十和田市 (猿倉温泉)	既存施設の改良を行う。	昭55.3.14
22	宿舎	青森県十和田市 (谷地温泉)	湯治場としての機能を維持する。	昭55.3.14
23	宿舎	青森県十和田市 (鳶温泉)	鳶六沼・十和田湖探勝のための施設とする。	昭55.3.14
24	園地	青森県十和田市 (焼山)	奥入瀬バイパスの利用を配慮した整備を行う。	昭55.3.14
25	宿舎	青森県十和田市 (焼山)	奥入瀬バイパスの利用を配慮した整備を行う。	昭55.3.14
26	休憩所	青森県十和田市 (焼山)	奥入瀬バイパスの利用を配慮した整備を行う。	昭55.3.14
27	駐車場	青森県十和田市 (焼山)	奥入瀬バイパスの利用を配慮した整備を行う。	昭55.3.14
28	園地	青森県十和田市 (松見の滝)	展望園地として整備する。	昭55.3.14
30	園地	青森県十和田市 (石ヶ戸)	休憩所・便所を設置する。	昭55.3.14
31	園地	青森県十和田市 (子ノ口)	既存施設の改良を行う。	昭55.3.14
32	宿舎	青森県十和田市 (子ノ口)	既存施設の改良を行う。	昭55.3.14
34	園地	青森県十和田市及び 秋田県鹿角郡小坂町 (御鼻部山)	展望園地として整備する。	昭62.3.30
35	園地	青森県十和田市 (宇樽部)	十和田湖探勝の基地として整備する。	昭55.3.14
36	宿舎	青森県十和田市 (宇樽部)	十和田湖探勝の基地として整備する。	昭55.3.14
37	休憩所	青森県十和田市 (宇樽部)	十和田湖探勝の基地として整備する。	昭55.3.14
38	野営場	青森県十和田市 (宇樽部)	十和田湖探勝の基地として整備する。	昭55.3.14
39	周遊場	青森県十和田市 (宇樽部)	十和田湖探勝の基地として整備する。	昭55.3.14

番号	種 類	位 置	整備方針	告示年月日
40	駐車場	青森県十和田市（宇樽部）	十和田湖探勝の基地として整備する。	昭55.3.14
41	給水施設	青森県十和田市（宇樽部）	十和田湖探勝の基地として整備する。	昭55.3.14
42	園地	青森県十和田市（瞰湖台）	展望園地として整備する。	昭55.3.14
43	排水施設	青森県十和田市及び 秋田県鹿角郡小坂町（十和田湖畔）	十和田湖畔各集落を対象とする下水道事業を進める。	昭55.3.14
44	園地	秋田県鹿角市（甲岳台）	休憩、展望園地として整備する。	昭55.3.14
45	園地	秋田県鹿角市及び 鹿角郡小坂町（発荷峠）	休憩、展望園地として整備し、紫明亭地区も含める。	昭62.3.30
46	駐車場	秋田県鹿角市及び 鹿角郡小坂町（発荷峠）	休憩、展望園地及び甲岳台地区利用の拠点として整備する。	昭62.3.30
47	宿舎	秋田県鹿角郡小坂町（鉛山）	既存施設を改良する。	昭55.3.14
48	園地	秋田県鹿角郡小坂町（滝の沢）	既存施設を改良する。	昭55.3.14
49	野営場	秋田県鹿角郡小坂町（滝の沢）	既存施設を改良する。	昭55.3.14
50	園地	秋田県鹿角郡小坂町（大川岱）	秋田県側の利用基地として整備する。	昭55.3.14
51	宿舎	秋田県鹿角郡小坂町（大川岱）	秋田県側の利用基地として整備する。	昭55.3.14
52	園地	秋田県鹿角市及び 秋田県鹿角郡小坂町（鉛山峠）	休憩、展望園地として整備する。	昭62.3.30
53	園地	青森県青森市（田代平湿原）	湿原の保護に留意し周回木歩道を整備する。	昭62.3.30
55	園地	青森県青森市（グダリ沼）	駒込川源流部付近のグダリ沼周辺の自然環境を生かした自然探勝の場として整備する。	平8.7.31
56	園地	青森県十和田市（蕨温泉）	蕨六沼及び野鳥の森一帯の自然林の景観を生かした自然探勝の場として整備する。	平8.7.31

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
57	博物展示施設	青森県十和田市（蔦温泉）	蔦六沼及び野鳥の森一帯の自然探勝の基地として、当該地域の自然環境、人文等に関する情報提供を通じて自然とのふれあいの充実を図るための施設を整備する。	平8.7.31
58	園地	青森県十和田市（蔦川）	蔦川畔の休憩、散策のための場として整備する。	平8.7.31
59	博物展示施設	青森県十和田市（焼山）	奥入瀬溪流周辺の自然探勝の基地として、自然環境、人文等を解説展示する施設を整備する。	平8.7.31
60	園地	青森県十和田市（中山半島）	自然林の景観や良好な湖の眺望を生かした自然探勝の場を自然環境に十分配慮して整備する。	平8.7.31
61	園地	秋田県鹿角郡小坂町（ムジシ）	原生的な湖畔林を生かした自然探勝、体験の場を自然環境に十分配慮しながら整備する。	平8.7.31
62	園地	秋田県鹿角郡小坂町（銀山）	十和田湖畔の自然探勝の場として整備する。	平8.7.31
63	園地	秋田県鹿角郡小坂町（鉛山）	十和田湖の展望、湖畔林を生かした自然探勝の場として整備する。	平8.7.31
64	給水施設	青森県青森市（萱野）	萱野高原探勝の基地として整備する。	平15.3.31
65	駐車場	青森県十和田市（子ノ口）	奥入瀬溪流の探勝利用の拠点として整備する。	新規

(ウ) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表19：道路(車道)表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	青森鹿角線	起点―青森県青森市(萱野・国立公園境界) 終点―青森県十和田市(猿倉温泉) 終点―青森県十和田市(谷地温泉) 終点―青森県十和田市(神田) 終点―秋田県鹿角市(中滝・国立公園境界)	酸ヶ湯、猿倉温泉、谷地温泉、葛温泉、焼山地温泉、奥入瀬、子ノ口、宇樽部、休屋、生出、発荷峠	青森と秋田方面から酸ヶ湯、葛温泉、奥入瀬溪流、十和田湖、休屋等の利用拠点を結ぶ車道として整備する。	平8. 7. 31
2	田代平線	起点―青森県青森市(火箱沢・車道分岐点) 終点―青森県青森市(銅像茶屋・国立公園境界) 終点―青森県青森市(田代平東・車道合流点)	田代平	現道の改良を行う。	昭55. 3. 14
3	七戸 ^{しちのへ} 谷地線	起点―青森県青森市(石倉山南方・国立公園境界) 終点―青森県青森市(田代平・国立公園境界) 起点―青森県青森市(田代平・国立公園境界) 終点―青森県十和田市(谷地口・車道合流点)		現道の改良を行う。	昭55. 3. 14
4	黒石城ヶ倉線	起点―青森県青森市(大川原・国立公園境界) 終点―青森県青森市(城ヶ倉 ^{しろがくら} ・車道合流点)	城ヶ倉溪谷	城ヶ倉溪谷探勝及び酸ヶ湯集団施設地区への到達路としての整備を行う。	昭55. 3. 14
5	黒石子ノ口線	起点―青森県平川市(温川・国立公園境界) 終点―青森県十和田市(子ノ口・車道合流点)	滝の沢峠、御鼻部山	弘前方面より十和田湖への到達路としての整備を行う。	昭55. 3. 14
6	焼山 ^{やいば} 青ぶな山 ^{あおぶな} 子ノ口線	起点―青森県十和田市(焼山・車道分岐点) 終点―青森県十和田市(青ぶな山・車道合流点) 終点―青森県十和田市(子ノ口・車道合流点)		奥入瀬溪流の保護及び国道102号線の混雑緩和のため整備する。	昭55. 3. 14
7	五戸・宇樽部線	起点―青森県十和田市(十和利山西麓・国立公園境界) 終点―青森県十和田市(宇樽部・車道合流点)		青森県南部より十和田湖へ直接入るルートとしての整備を行う。	昭55. 3. 14
8	生出・滝の沢線	起点―青森県平川市(滝の沢峠・車道分岐点) 終点―秋田県鹿角郡小坂町(生出・車道合流点)	大川岱	十和田湖一周、秋田県側利用地点を結ぶ主要道路として整備する。	昭55. 3. 14
9	鉛山峠・甲岳台線	起点―秋田県鹿角市(鉛山峠・国立公園境界) 終点―秋田県鹿角市(甲岳台)	発荷峠	甲岳台～鉛山峠間については既存の道路を改良する。	昭55. 3. 14

b 歩道

歩道は次のとおりとする。

(表20：道路(歩道)表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	萱野高原線	起点―青森県青森市(萱野) 終点―青森県青森市(火箱沢)	火箱沢	萱野高原中央部を南北に縦断する高原探勝のための歩道として整備する。	昭55. 3. 14
2	八甲田登山線	起点―青森県青森市(酸ヶ湯集団施設地区) 終点―青森県青森市(田茂滝岳)	八甲田大岳、井戸岳、赤倉岳	酸ヶ湯集団施設地区を起点として八甲田山、赤倉岳、田茂滝岳への縦走路として整備する。	昭55. 3. 14
3	毛無岱線	起点―青森県青森市(酸ヶ湯集団施設地区) 終点―青森県青森市(大岳鞍部・歩道合流点)	毛無岱	毛無岱の探勝歩道及び大岳、赤倉岳、田茂滝岳への登山道として整備する。	平8. 7. 31
4	城ヶ倉線	起点―青森市青森県(酸ヶ湯集団施設地区) 終点―青森県青森市(城ヶ倉温泉)	城ヶ倉溪谷	酸ヶ湯集団施設地区を起点として城ヶ倉溪谷の探勝歩道として整備する。	昭55. 3. 14
5	田代平・高田大岳線	起点―青森県青森市(田代平) 終点―青森県十和田市(小岳鞍部・歩道合流点) 終点―青森県青森市(高田大岳・歩道合流点)	雛岳	田代平より雛岳、小岳及び高田大岳への登山ルートとして整備する。	昭62. 3. 30
6	谷地・八甲田大岳線	起点―青森県十和田市(谷地温泉) 終点―青森県十和田市(仙人岳・歩道合流点)	高田大岳、小岳	谷地温泉から八甲田大岳への登山道として整備する。	昭55. 3. 14
8	南八甲田縦走線	起点―青森県十和田市(猿倉温泉) 終点―青森県平川市(櫛ヶ峯)	黄瀬范、大谷地	南八甲田連峰登山の主要ルートとして整備する。	昭62. 3. 30 平30. 変更
9	鳶七沼周回線	起点―青森県十和田市(鳶温泉) 終点―青森県十和田市	鳶沼 長沼	鳶七沼一周探勝ルートとして整備する	昭55. 3. 14
11	松見の滝線	起点―青森県十和田市(黄瀬・歩道分岐点) 終点―青森県十和田市(松見の滝)	松見の滝	黄瀬川溪流、松見の滝探勝ルートとして整備する。	昭55. 3. 14
12	十和田湖外輪山線	起点―青森県十和田市(宇樽部) 終点―青森県平川市及び秋田県鹿角郡小坂町(滝の沢峠)	十和田山、赤岩、甲岳 台、発荷峠、白雲亭、元山峠	十和田湖外輪山探勝と十和田湖展望のためのルートとして整備する。	昭55. 3. 14
13	十和田湖周遊線	起点―青森県十和田市(休屋集団施設地区) 終点―秋田県鹿角郡小坂町(滝の沢・歩道合流点)	生田、大川岱	十和田湖畔の探勝ルートとして整備する。	平8. 7. 31
14	鉛山線	起点―秋田県鹿角郡小坂町(鉛山) 終点―秋田県鹿角郡小坂町(白雲亭・歩道合流点)	鉛山	十和田湖外輪山への連絡ルートとして整備する。	昭55. 3. 14
15	大川岱・白地山線 (しづこやま)	起点―秋田県鹿角郡小坂町及び青森県平川市 (白地山東稜線・歩道合流点) 起点―秋田県鹿角郡小坂町及び青森県平川市 (白地山東三角点・歩道分岐点) 終点―秋田県鹿角郡小坂町(白地山)	白地山湿原	大川岱より白地山への登山ルートとして整備する。	昭55. 3. 14
16	八甲田温泉赤倉岳線	起点―青森県青森市(八甲田温泉) 終点―青森県青森市(赤倉岳・歩道合流点)		八甲田温泉より赤倉岳への登山ルートとして整備する。	昭62. 3. 30
17	乗鞍岳線	起点―青森県十和田市(乗鞍岳北・歩道分岐点) 終点―青森県十和田市(黄瀬沼北・歩道合流点)	乗鞍岳、黄瀬沼	乗鞍岳及び黄瀬沼への探勝歩道として整備する。	昭62. 3. 30

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
18	無沢線	起点ー青森県青森市（横内） 終点ー青森県青森市（横内）		八甲田山の北西麓に広がるブナ林内の探勝のための歩道として整備する。	平8. 7. 31
19	田代平線	起点ー青森県青森市（深沢） 終点ー青森県青森市（グダリ沼）	田代湿原、田代平	田代湿原、田代平、グダリ沼との連絡を図り、一体的な利用が可能となるよう歩道を整備する。	平8. 3. 31
21	ミソナゲ峠線	起点ー秋田県鹿角郡小坂町（大川岱） 終点ー秋田県鹿角郡小坂町（ミソナゲ峠・歩道合流点）		白地山の周回歩道として整備する。	平8. 7. 31
28	東北自然歩道線	起点ー青森県十和田市（焼山・国立公園境界） 終点ー秋田県鹿角郡小坂町（滝の沢・歩道合流点）	右ヶ戸、銚子大滝、子ノ口、大豊石、ムジシ	東北自然歩道として整備する。	平2. 8. 18
29	むくもろいしや 白籠岩線	起点ー青森県十和田市（休屋集団施設地区） 終点ー青森県十和田市（占場）	白籠岩	休屋集団施設地区を起点として十和田湖中山半島占場までの探勝歩道として整備する。	新規
30	わんぱく線	起点ー青森県十和田市（休屋） 終点ー青森県十和田市（十和田湖中湖東方） 終点ー青森県十和田市（十和田湖中湖西方）		十和田湖中湖方面までの探勝歩道として整備する。	新規

(エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 21：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	田茂菟岳線 タモウダケ	索道運送施設	青森県青森市（寒水沢） 終点 - 青森県青森市（田茂菟岳）		田茂菟岳へ到達するための索道として整備する。	昭55. 3. 14
2		自動車運送施設	青森県十和田市（子ノ口）		子ノ口地区のバスターミナルとして整備する。	昭55. 3. 14
3		係留施設	青森県十和田市（子ノ口）		子ノ口地区の公共棧橋として整備する。	昭55. 3. 14
4		係留施設	青森県十和田市（宇樽部） ウツルベ		宇樽部地区の公共棧橋として整備する。	昭55. 3. 14
5	十和田湖線	船舶運送施設	起点 - 青森県十和田市（休屋集団施設地区） 終点 - 青森県十和田市（休屋集団施設地区） 終点 - 青森県十和田市（宇樽部） 終点 - 青森県十和田市（子ノ口） 終点 - 秋田県鹿角郡小坂町（大川岱）		休屋集団施設地区を起点として、各区間の連絡及び湖上探勝ルートとする。	昭55. 3. 14
8		係留施設	秋田県鹿角郡小坂町（大川岱）		大川岱地区の公共棧橋として整備する。	昭55. 3. 14
9		係留施設	秋田県鹿角郡小坂町（鉛山）		鉛山地区の公共棧橋として整備する。	昭62. 3. 30

4 参考事項

(1) 過去の経緯（十和田八甲田地域）

ア 公園区域

昭和11年2月1日	公園区域（十和田八甲田地域）の指定（十和田国立公園）
昭和31年7月10日	公園区域（八幡平地域）の追加（十和田八幡平国立公園に改称）
昭和55年3月14日	十和田八甲田地域の公園区域の変更（再検討）
平成15年3月31日	公園区域の一部変更（滝ノ股沢上流部の追加）

イ 保護計画

昭和13年12月17日	特別地域の指定
昭和28年8月3日	特別地域の変更
昭和31年7月10日	特別地域の変更
昭和42年3月23日	特別保護地区の指定
昭和55年3月14日	公園計画の変更（再検討）
昭和62年3月30日	公園計画の一部変更（点検1） ※特別地域の変更
平成2年12月1日	車馬等の乗入れ規制地域の指定
平成8年7月31日	公園計画の一部変更（点検2）
平成9年8月14日	公園計画の一部変更（点検2） ※特別保護地区の拡張及び特別地域の変更
平成15年3月31日	公園計画の一部変更（点検3） ※車馬等の乗入れ規制地域の追加

ウ 利用計画

昭和55年3月14日	公園計画の変更（再検討）
昭和62年3月30日	公園計画の変更 ※集団施設地区の変更 ※御鼻部山園地、発荷峠園地、発荷峠駐車場、鉛山峠園地、田代平湿原園地、田代平・高田大岳線歩道、南八甲田縦走線歩道、八甲田温泉赤倉岳線歩道、乗鞍岳線歩道、鉛山係留施設の追加
平成2年8月18日	公園計画の変更 ※東北自然歩道線歩道の変更
平成8年7月31日	公園計画の変更 ※集団施設地区の変更 ※グダリ沼園地、蔦温泉園地、蔦温泉博物展示施設、蔦川園地、焼山博物展示施設、中山半島園地、ムジシ園地、銀山園地、鉛山園地の追加、青森鹿角線車道、毛無岱線歩道、十和田湖周遊線歩道の変更、無沢線歩道、田代平線歩道、ミソナゲ線歩道の追加

平成15年3月31日 公園計画の変更

※萱野給水施設の追加、焼山青ぶな山子の口線車道の変更、船舶
運送施設（十和田湖線）の変更